

淀川水系流域委員会 第 7 回水位操作WG検討会 結果報告		2007. 1. 4 庶務発信
開催日時	2006 年 12 月 19 日 (火) 14 : 30~17 : 00	
場 所	コラボしが 21 3 階 中会議室 1	
参加者数	委員 7 名 河川管理者 23 名 一般傍聴者 9 名	
<p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 12 月 26 日までに担当委員が担当項目を最新版に更新する。年内に最新版を全委員に送信するので、意見書の構成や内容に対して意見がある場合は 1 月 5 日までに提出する。1 月の水位操作WG作業検討会では意見書たたき台を用いて検討する。 <p>2. 検討の概要</p> <p>① 水位操作WG意見書論点整理</p> <p>WGリーダーより資料 1「水位操作WG論点 1219」の第 6 章以降について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り (例示)。</p> <p>○「6. 水位操作の試行とその評価」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 洗堰操作規則はある想定の下でつくられたものなので、操作規則制定以降の運用データをもとにした再検討はあり得るのではないかと。琵琶湖がダムではなく自然の湖沼だというのであれば、規則で縛るべきではない。 操作規則制定時に規則の変更について話し合われたのか。操作規則を変える余地があるのか。 ←操作規則には見直し条項はなかったと記憶している。全閉操作については、滋賀県知事の要望書等から考えると、操作規則だけで問題を解決するのではなく、水系全体であらゆる対策をもって解決しようとしていたと思われる (河川管理者)。 操作規則の改定について議論する場ができる可能性はある。平成 4 年の段階では河川法改正を想定していなかった。現在の滋賀県の立場が当時の滋賀県と同じであれば操作規則を変える必要はないが、滋賀県の立場も変わってきているかもしれない。環境に対する関心も高まっており、それを背景とした政治的状況が生まれているのであれば、制限水位は決して不可侵ではない。ただ、制限水位 BSL-0. 2m をあげる問題については、どの程度説得性のある論理を言えるかによる。制限水位変更による環境と利水のメリットと治水のデメリット、これらのトレードオフを判断するのは社会だが、少なくとも流域委員会はその構造は示さなければならない。 制限水位 BSL+0. 2m を BSL+0. 1m にあげれば、洪水も 0. 1m あがる。滋賀県がこれを認めてくれれば河川管理者も制限水位をあげることができる。 ←琵琶湖の河川管理者の立場ではないが、浸水想定区域図を公表した立場から言えば、現状の琵琶湖で既往最大の洪水があった場合には BSL+2. 5m に達するという状況にある (河川管理者)。 <p>○「7. 治水」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 治水(2)では、浸水想定区域図を公表しているという点が指摘されていない。また、治水(3)では洗堰の全閉操作が行われた回数や時期が記されていないので、追加した方がよいだろう。 治水については、流域委員会ではこれ以上の検討は難しい。あとは、「○○のさらなる検討をのぞむ」という意見にするほかないのではないかと。担当委員と相談をして内容を見直したい。 水害をカバーする住宅総合保険は個人の判断だが、これからは何でも公に任せるというものではない。琵琶湖周辺で住宅総合保険に加入している家屋数を調べたことはあるか。 ←調べたことはない。個人情報にも関わってくる (河川管理者)。 <p>○「8. 利水管理」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位と貝類の死亡率の関係が示されているが、これによると BSL-1. 0m を下回ると一気に死亡率が高まる。「(3) 濁水対策の早期化」の根拠の 1 つになるのではないかと。 <p>○「9. 利用」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 高水位によるヨシ刈りへの影響についても追加したい。 ←ヨシ刈りにも善し悪しがある。刈りすぎるとヨシ帯に産卵する魚類への影響が出てくるので、地域特性を考慮する必要がある。ヨシ刈りが産業として行われているのは主に内湖なので、水門管理を検討した方がよいのではないかと。 ←ヨシ刈りについては、1~3 月は BSL-0. 3m まで下げてもらわなければ困るというご指摘を平成 16 年に頂いた。1~3 月の琵琶湖は水位が低くなり、雪解け水によって高くなるという自然の状況に任せ 		

て放流量を決定しているので、現在は、試行的な操作は行っていない（河川管理者）。

- ・「操作規則の見直しが必要である」と結んでいるが、どう見直す書かれていない。利用面から見てどのような水位が望ましいのかを指摘しておいた方がよい。

○制限水位について

- ・ダム方針の説明では、事前放流による方式（洗堰改修）とダムによる方式（丹生ダム）の両方を併用して制限水位を最大7cmあげられるという説明がなされたが、洗堰改修（瀬田川をBSL±0cmで1000m³/s流れる河道にする）だけで制限水位を5cmあげることは可能なのか。

←現状の流下能力では無理だが、技術論的には可能だろう。ただ、どのような事業で行うのか、すぐに可能なのかという点については、今は答えられない。また、大きな課題として、降雨の予測精度も改善していかなければならない（河川管理者）。

←現在の洗堰の流下能力でも多少であれば制限水位をあげることは可能だろう。前向きに考えていかないといけない。

- ・①制限水位の変更は、環境、治水、利水が譲り合わないと結論が出ない。環境面からの主張が強く出されるのはよいと思うが、環境、治水、利水のトレードオフの関係に対してどこまで主張するか。②丹生ダムを治水リスク軽減として使うことには否定的であり、環境を考慮して非常に慎重に考えるべきというのが委員会の結論だ。③大戸川ダムを含めて全閉操作を避ける具体的な提案を滋賀県が検討中とのことだが、これを委員会でどう扱うか。いろいろな考えが出てきているが、委員会の役割を書いておくべきだ。④次の政策的な議論にどう活かしていくか、どこに向けて論点を整理するかが重要だ。委員会の役割は、論点を明らかにしてさまざまな検討の場に重要な視点を提供し、チェックしてもらうことにある。委員会の範疇にはおさまらない問題もあるが、委員会の役割として、結論を示し、整備計画とは別の枠組の議論の場においても議論を引き継いでもらう必要がある。

←琵琶湖については、今後のフォローアップで「水位操作を見直すべきだ」という意見を述べるのも1つの方法だろう。「常に見直して欲しい」という提案でよいのではないか。

←安易に施設建設に依存するのではなく、自然環境と洗堰操作の運用について多くの関係者が英知を集めて合意形成していくシステムが非常に重要であるという点を主張することが大事だ。

- ・常時満水位+0.3mを±0cmで運用して、浸水が起きそうなときには下げるという操作は可能なのか。

←春期の水位はBSL+5cmを目標にしている。平成17年の事例では、柔軟な操作をして何とか6月16日にBSL-0.2mを確保できた。BSL+5cmが最低ラインだと思っている（河川管理者）。

○その他

- ・「1. はじめに」を「要旨」に変更してはどうかと考えている。また、「9. 利用」の後に、環境、治水、利水、利用から見た水位についてまとめたい（WGリーダー）。

③ 一般傍聴者からの意見聴取：3名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・洗堰水位操作と天ヶ瀬ダムについては今回の意見書は取り上げないということだが、全閉操作は天ヶ瀬ダムがネックになっているので、きちんと議論しなければならない。宇治川・塔の島地区については流域委員会でも検討してもらう必要がある。塔の島地区河川整備検討委員会では上下流との関連が考慮されていないので、両方で検討しなければならない。洗堰操作規則については、全閉操作廃止やバイパス等を含めてどうすればよいのか大いに議論をすべきだ。
- ・平成16年12月24日付で宇治市長が流域委員会に意見書を出している。また、商工会議所、観光協会、漁業組合等からも宇治川の水質と生物（魚類）について意見が出されている。水位操作も影響していると思われるので、意見書には宇治川について1項を加えて頂きたい。
- ・「滋賀県知事が大戸川ダムは将来的に必要という国の方針を支持した」ということだが、今後、大戸川ダムをどう扱うのか。国交省では話がなされているのか。ダム管理例規集に記載されている規則と洗堰操作に整合性があるのか。河川管理者は滋賀県や本省にどう説明をしているのか。イササギが増えたという新聞記事があったが、水温等の過去のデータを検証してはどうか。意見書に図表を入れれば、よりわかりやすくなる。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。